

## 令和8年度後期高齢者服薬情報通知業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

服薬情報通知業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、福井県後期高齢者医療における被保険者の服薬状況の改善と健康被害の減少及びQOLの向上を図ることを目的として、レセプト等の電子データを用いて、服薬の適正化を促す通知を行う。また効果測定用の提供データを用いて効果の検証を行う。

### 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

委託者が提供する下記データからデータベースを構築し、複数医療機関を受診し、多剤服用している者を特定し、服薬の適正化を促す通知を行うこと。通知後、効果測定用の提供データを用いて効果の検証をすること。

#### (1) 委託者から提供するデータ

- ・被保険者マスタ
- ・レセプトデータ

医科：21\_RECDEINFO\_MED.CSV

DPC：22\_RECDEINFO\_DPC.CSV

調剤：24\_RECDEINFO\_PHA.CSV

各データともに候補者抽出と通知書作成用として令和8年1月診療分から令和8年3月診療分の3か月分と、効果測定用として令和8年8月診療分から令和8年10月診療分の3か月分を提供する。(ただし、後述の発送予定日に変更がある場合はその限りではない。)

その他、本業務に必要と思われるもので、委託者が使用を許諾するデータについては、委託者より受託者にデータ提供することとする。

#### (2) 服薬情報通知書作成業務

(ア) 4(1)のデータベースを用いて、基準月に2医療機関以上から14日以上の内服薬の処方を受けており、かつ対象とすべき医薬品を10種類以上服用している者のうち、下記①～④に該当するものについて優先度の高いものから作成し、委託者へ提供する。

- ① 効果が重複する医薬品が含まれていること。(薬価基準コードが異なる同一有効成分の医薬品を含む)
- ② 相互作用(併用禁忌)の可能性のある医薬品が含まれていること。
- ③ 「高齢者の安全な薬物治療ガイドライン2025」(日本老年医学会)に基づく高齢者に慎重投与すべき医薬品が含まれていること。
- ④ 副作用の可能性のある医薬品が含まれていること。

なお、作成にあたっては、下記a.～d.の各号を考慮すること。

- a. 当月の調剤レセプトに記載されている医薬品だけでなく、参照すべきすべてのレセプトから情報を収集し、長期処方も含め、服薬情報通知対象者が当月服用しているすべての医薬品を対象に分析すること。
  - b. 月に複数の銘柄の医薬品がある場合でも、担当医が当月内に医薬品の銘柄だけを変更した可能性がある場合は、ひとつの医薬品として取り扱うこと。
  - c. 一時的に服用した可能性のある医薬品が分析の対象に含まれないようにすること。
  - d. ひとつの医療機関ですべての医薬品が管理されている場合は、分析の対象から除外すること。
- (イ) 服薬情報通知対象者の選定にあたって、薬物有害事象のリスク増加などに繋がる状態（以下、「ポリファーマシー状態」）の対象者に絞り込む必要があるため、下記 a. ～i. の各号について対象者を個別に判別できるような候補者リストとすること。
- a. 被保険者情報（氏名、性別、生年月日、年齢、被保険者番号等）
  - b. 効果が重複する医薬品が含まれていること。（薬価基準コードが異なる同一有効成分の医薬品を含む）
  - c. 相互作用（併用禁忌）の可能性のある医薬品が含まれていること。
  - d. 「高齢者の安全な薬物治療ガイドライン 2025」（日本老年医学会）に基づく高齢者に慎重投与すべき医薬品が含まれていること。
  - e. 副作用の可能性のある医薬品が含まれていること。
  - f. ジェネリック医薬品に切替可能な医薬品の判定
  - g. 受診医療機関数
  - h. 利用薬局数
  - i. 薬剤種類数
- (ウ) 服薬情報通知書には、ポリファーマシー状態のリスク等啓發文面、処方医療機関名、調剤薬局名、医薬品名・数量・回数・調剤日・後発品が存在する先発品であることがわかる記号表示・通知書の見方と注意事項及びサポートデスクの電話番号・対応日時等を掲載すること。効果が重複する医薬品や相互作用の可能性のある医薬品については、それぞれ医薬品の組み合わせが分かるように掲載すること。なお、同じ医療機関・調剤薬局から同じ医薬品が複数処方されている場合は、調剤日付が最新の薬品のみを出力すること。
- a. 通知書の形式  
通知書はA 3 版両面 1 枚、カラー刷りとし、高齢者に配慮したユニバーサルデザインで作成すること。通知書のレイアウト、記載事項等については委託者と受託者が協議の上、決定すること。  
対象者 1 人あたりの処方薬品が多く、1 枚で掲載できない場合は、2 枚目以降は作成せずその旨を通知書に記載すること。  
窓あき封筒へ封入・封緘し発送すること。なお、封筒は受託者にて作成すること。  
福井県後期高齢者医療広域連合独自内容の A 4 判 1 枚の案内文書を同封すること。
  - b. 通知書の想定件数  
6, 0 0 0 件/回を上限とし、本仕様書の条件で抽出した件数がそれを上回った場合は委託者と受託者で協議のうえ他の条件を追加するなどして上限数まで絞り込むものとする。
  - c. 発送予定日

令和8年7月頃

d. 発送先

各対象者

通知書送付者リスト、通知書の複製データを電子データで提出すること。

(3) コールセンター（サポートデスク）の設置

受託者は、被保険者から寄せられる服薬情報に関する問い合わせに、薬剤師を含む専門のスタッフによる電話対応を行うコールセンターを設置すること。なお、電話対応業務は下記 a.～g. の各号の範囲とする。

a. 対象者は原則被保険者のみとする。

b. 電話回線を十分に保有し、問い合わせが集中するピーク時にも対応できること。

c. 法的な問題に配慮した実績のある Q&A を整備していること。

d. 問い合わせ対応の際には、服薬情報通知書及び被保険者のデータなどの個人情報を閲覧しないものとする。

e. 治療行為に影響を及ぼす等の内容を含めて、受託者が判断すべきでない内容については回答しないものとする。

f. 問い合わせ対応は、土日祝日及び受託者の規定に基づく休日（年末年始等）を除く月曜日から金曜日までの午前 10 時から午後 5 時までとする。

g. 服薬情報通知書発送後、直ちに開設し、対応すること。

(4) 効果検証

服薬情報通知発送後に発生するレセプトデータ（3 か月分）で効果測定を行うこと。具体的には、令和8年7月通知分については令和8年8月診療分から9月診療分のレセプトデータで効果測定を行う。

効果は、下記 a.～d. の各号について測定し、個人別及び全県及び市町ごとに報告すること。

a. 多剤処方改善(※)

b. 重複服薬の改善

c. 相互作用(併用禁忌)の改善

d. 高齢者の慎重投与の改善

(※)多剤処方改善については、削減医薬品数と削減薬剤費を算出し報告すること。通知を実施するための対象月(通知対象月)と効果測定を実施するための対象月(効果測定月)の期間中に発生した疾病や治癒した疾病を考慮し、疾病ごとに医薬品を紐づけし、通知対象月と効果測定月での比較を行い、具体的かつ数量的に測定した結果を報告すること。ただし、通知書の効果としない注射剤及び入院中に処方された医薬品は、効果額として算定しないこと。

また、全体の傾向を把握するために下記 a.～e. の各号の診療報酬点数の算定状況からも効果を測定し報告すること。

a. 服薬情報等提供料 1・2

b. 重複投薬・相互作用等防止加算(残薬以外)

c. 重複投薬・相互作用等防止加算(残薬調整)

- d. 服用薬剤調整支援料
- e. 薬剤総合評価調整管理料

(5) 報告書の納品

(1)、(2)、(4)で作成した各成果物は、A3版、カラー刷りで製本したものを1部納品すること。

あわせて、Microsoft PowerPoint 又は Microsoft Excel を用いて作成した報告書を電子媒体で納品すること。

## 5 セキュリティ体制

データベースの構築等を行う作業場のセキュリティ対策については下記(1)～(4)の各号に定める通りとし、その他個人情報の取り扱いについては細心の注意を払うこととする。

(1) 作業場の分割

データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理すること。

(2) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、予め登録しているものだけが作業できること。

(3) データ持ち出しの禁止

スマートフォン、携帯電話等の私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(4) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

## 6 情報管理

個人情報等の適切な管理のため、プライバシーマークかつ ISO27001/ISMS を取得していること。

## 7 その他

(1) 業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ委託者の承諾を得た場合はその限りではない。

(2) 本業務の遂行にあたり、委託者と随時連絡をとり、必要な場合に打合せを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ決定する。

以上